

## アゼリーアネックス短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人江寿会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人江寿会が開設する短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、その利用者の心身の状況に応じた、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 アゼリーアネックス
2. 所在地 江戸川区大杉2丁目10番地16号  
(ケアハウス アゼリーアネックス内新棟2階及び3階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 (ケアハウスと兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 医師 (ケアハウスと兼務)
  3. 生活相談員 (ケアハウス職員と兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
  4. 介護職員 常勤職員 (ケアハウス職員と兼務)  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
  5. 看護職員 看護師 (ケアハウス職員と兼務)  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。  
※相談員・介護職員・看護師は、ケアハウスと入居者の合算で配置  
※機能訓練指導員・栄養士・調理員・事務員は、ケアハウスと合算で配置
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の1日の利用定員は6人とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

指定短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、サービスの選択、苦情の処理等の必要な事項について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

1. 介護  
介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するものとする。
2. 食事  
①利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、適切な栄養量の確保に努め、適切な時間に快適な食事サービスの提供に努める。

- ②利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるように努めなければならない。
3. 入浴  
1週間に2回以上、利用者を入浴させまたは清拭するものとする。ただし、利用者に傷病があり、感染症の疑いがあるなど医師が入浴を適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。
  4. 排泄  
利用者の心身状況に応じ利用者個人のプライバシーを尊重するなど適切な方により、排泄の自立について必要な援助を行う。利用者がおむつを使用せざるをえない場合は、適切に行うものとする。
  5. 離床、着替え、整容  
利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の援助を適切に行うものとする。
  6. 機能訓練  
日常生活を営むのに必要な生活機能の改善、維持のための訓練を行う。
  7. 送迎サービス  
通常の事業実施地域の利用者が、短期入所生活介護サービスを受けようとするときは、送迎用車両により送迎サービスを行う。
  8. 健康管理  
医師または看護職員は、常に利用者の心身の状況に注意するとともに、健康維持のために適切な措置を取り、必要に応じてそれを記録するものとする。
  9. 相談、援助  
職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるものとする。
  10. 短期入所生活介護計画の作成  
相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
  11. その他サービスの提供  
教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行うものとする。

(利用料等)

## 第8条

### 1. 保険給付対象

指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスである場合は、その1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）とする。

### 2. 保険給付対象外

居住費と食費については、保険給付対象から外れ、自己負担となる。

負担額は、課税状況や年金収入に応じて区分され、申請により減額される。

※重要事項説明書に記載の料金を負担いただく。

### 3. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

#### I. 理美容代

#### II. その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当認められるもの。

(通常の事業の実施地域)

## 第9条

### 1. 通常の事業の実施地域は、江戸川区・葛飾区の一部（新小岩1丁目・2丁目・3丁目・4丁目）の区域とする。

### 2. 実施地域を超えた場合の送迎費用については、範囲を超えたことによる追加の費用は徴収しないものとする。

(サービス利用に当たって利用者側が留意すべき事項)

第10条 指定短期入所生活介護の提供に当たるものは、現にサービスを行っているときに利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する計画をたて、非常災害その他緊急の事態に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、定期的に研修及び訓練を行う。

(苦情処理の対応)

第13条 相談苦情に対して窓口として相談担当者を設置。苦情があった場合は、ただちに相手方と連絡を取り、直接伺うなどして詳しく内容を確認し改善を速やかに実施する。担当者が不在の時には必ず引き継ぐものとする。

利用時間 9：00～17：00

電話番号 03-5607-6550

(身体的拘束等)

第14条

1. 当事業所は、利用者に対するサービス提供に当たり、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」）を行わない。
2. 事業所は、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
3. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
  - I. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - II. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - III. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

(虐待の防止)

第15条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
4. 上記の措置を適切に実施するための責任者を設置する。

（秘密保持等）

#### 第 16 条

1. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営に関する重要事項）

#### 第 17 条 運営に関するその他の事項を次のように定める。

1. 研修  
事業所は従業者の資質の向上を図るための研修を行うものとする。  
①採用時研修  
②継続研修
2. サービス困難時の対応等  
正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。  
また、当該事業所の事業実施地域等を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
3. 要介護認定の申請に係る援助  
要介護認定等の認定を受けていない利用も申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請は行われるよう必要な援助を行う。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人江寿会理事長の指示に従って定めるものとする。

附則 この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改正

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 運営規定 別紙料金表

①併設型ユニット型短期入所生活介護費

要介護度	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	7,814円	781円	1,562円	2,344円
要介護度 2	8,569円	856円	1,713円	2,570円
要介護度 3	9,401円	940円	1,880円	2,820円
要介護度 4	10,189円	1,018円	2,037円	3,056円
要介護度 5	10,955円	1,095円	2,191円	3,286円

②併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

要介護度	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	5,871円	587円	1,174円	1,761円
要支援 2	7,281円	728円	1,456円	2,184円

③加算（各加算サービスを利用された場合に負担）

短期入所生活介護をご利用の場合

加算	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算	133円	13円	26円	39円
短期入所送迎加算	2,042円	204円	408円	612円
介護職員処遇改善 加算Ⅱ	1月あたり別途合計額に13.6%相当の左記加算が加わります。			

介護予防短期入所生活介護をご利用の方

加算	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算	133円	13円	26円	39円
短期入所送迎加算	2,042円	204円	408円	612円
介護職員処遇改善 加算Ⅱ	1月あたり別途合計額に13.6%相当の左記加算が加わります。			

④滞在費および食費（日額）

利用料負担段階	滞在費（光熱費相当）	食費
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	600円
第3段階①	1,370円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,300円
第4段階	2,066円	1,445円

（内訳） 朝食 401円 昼食 622円 夕食 422円

※召し上がって頂いた分の食費がかかります。

※尚、事前の食事の準備がされていたものについて、ご本人様の都合等で召し上がらなかった場合は準備されていた分の食費をご請求させていただきます。